

平成27年5月26日

千葉市長 熊谷俊人様

千葉市特別職報酬等審議会

会長 奥本佳伸

特別職の報酬等の額について（答申）

平成27年5月1日付け27千総給第224号で諮問のありました「特別職の報酬等の額」について、別添のとおり答申します。

# 答 申 書

平成27年5月

千葉市特別職報酬等審議会

本審議会は、平成27年5月1日に市長から千葉市特別職報酬等審議会設置条例第3条の規定に基づき、市長及び副市長の給料の額について諮問を受けた。

本審議会では、一般職の職員の給与の改定状況や社会経済情勢などを総合的に勘案し、慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達したので答申する。

## 1 改定の必要性

本審議会は次の2点により市長及び副市長の給料の額を改定する必要があると判断した。

- (1) 一般職の給料改定率については、前回改定（平成18年度）後から昨年度までの累積は△0.37%であるが、昨年度の人事委員会勧告を踏まえ実施している給与制度の総合的見直しを受けて、本市においても本年4月から給料の水準を△2.4%引き下げており、これを合わせると一般職の給料改定率の累計は△2.76%となっている。

一方で、給与制度の総合的見直しにおいては、地域手当についても国と同様に支給割合の見直しを行っており、これまで10%であった一般職の地域手当の支給割合は平成27年度より11%とされ、勧告どおりに実施された場合には、段階的に引き上げられて、平成30年度には15%となる予定である。

市長及び副市長の地域手当については、現行制度上、一般職の例により支給されることとなっており、見直しを行わないと、市長及び副市長の地域手当を含む年間の給与総額は毎年増加することとなる。

これまで、市長及び副市長の給料の額は、一般職の給与改定の状況を参考としつつ決定してきており、給与制度の総合的見直しによる一般職の給与改定は、公民給与の均衡を前提とした給料と地域手当の配分の見直しともいえるものであることを考慮すると、現時点において市長及び副市長の給料の額についても見直しを行うことが適当であると考えられる。

- (2) 本市以外の政令指定都市においては、現時点では一般職の給与制度の総合的見直しを見送っている団体が多く、当該見直しに伴い特別職の給料額等を改定している団体はない。

一方、本市にあっては、いち早く一般職の給与制度の総合的見直しに着手しており、国の特別職の俸給等が一般職の給与制度の総合的見直しを参考としていること、また都道府県においては一部の団体で国と同様の見直しを行う傾向も見られることから、本市においても市長及び副市長のように地域手当を受ける特別職にあっては見直しを行うことが適当である。

## 2 改定額及び改定時期

市長及び副市長の給料の額については、これまで他の地方公共団体の人口や財政規模なども考慮しながら、一般職の改定状況、国の特別職の俸給等の状況、社会経済情勢等を総合的に勘案し、改定を行ってきた。

今回、一般職については、給与制度の総合的見直しにより、給料水準の引下げと併せて、地域手当の支給割合が今後段階的に引き上げられる人事委員会勧告がなされている。

一方、特別職については、一般職と同じ給与体系である必要はなく、一般職の給与制度の総合的見直しによる地域手当の変動に合わせ頻繁に給料を改定するのではなく、中期的に安定し、かつ分かりやすい給与体系とすることが望ましい。

また、前回改正時から給与制度の総合的見直し前までの一般職の累積改定率については、これまでと同様に考慮すべきである。

市長及び副市長の給料の額は、これらの点を踏まえて決定していくことが適当である。

なお、改定の時期については、一般職が本年4月より給料表の水準の引き下げを実施している状況等を勘案すると、速やかに改定することが適当である。

以上のことから、次のとおりとすることを決定した。

### (1) 改定額

#### (ア) 地域手当の廃止

市長及び副市長の地域手当を廃止する。

#### (イ) 給料月額引き上げ

廃止した地域手当の額に相当する額を、平成26年度時点における支給水準を超えない範囲で給料月額に加算することとし、次のとおりとする。

市長	給料月額	1, 300, 000円
副市長	給料月額	1, 050, 000円

### (2) 改定時期

平成27年7月1日からとする。

なお、退職手当について、給料月額の引き上げに伴って増額となることのないよう、支給割合を引き下げるなど、所要の調整をすることが適当であると考えます。また、期末手当についても、今回の改定を踏まえ支給することが適当である。

### 3 審議経過及び付帯意見

この度の審議において、市長及び副市長の給料の額の改定の是非については全委員の一致を見たが、改定の内容については、特別職に一般職と同様に地域手当を支給することは制度としてどうか、現在の市の財政状況を考慮すると、一般職と同様に地域手当の支給割合が上がったのに合わせ、市長及び副市長の給与が自動的に引き上がるのはどうかといった意見があった。一方で、経済状況が良くなっている中で、給与を引き下げることとなるのはおかしいのではないか、特別職と言えども公務員の基本的な賃金体系である地域手当は廃止せず残すべきではないか、今までの改定の考え方を踏襲する方法でよいのではないかといった意見もあった。

これらの委員各々の視点は様々であったが、一般職の給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合の段階的引き上げによる影響を考慮すると、特別職である市長及び副市長の給与については、中期的に安定し、かつ分かりやすい給与体系とすることが望ましいと考えられる。したがって、市長及び副市長の給料月額については、平成18年度から給与制度の総合的見直し前までの一般職の累積改定率を反映した額とした上で、地域手当を廃止し、地域手当に相当する額を平成26年度における支給水準を超えない範囲で給料月額に加算することが妥当であると判断したものである。

また、退職手当については、給料月額の引き上げに伴って増額となることのないよう、支給割合を引き下げるなど、所要の調整をすることが適当であると判断した。

なお、今回の改定額の考え方については、市民等に対し、十分に説明を行うことが必要である。

# 千葉市特別職報酬等審議会委員名簿

(委員は五十音順)

会 長	奥 本	佳 伸
副会長	大 澤	克之助
委 員	大 島	有紀子
委 員	大 槻	勝 三
委 員	河 合	謹 爾
委 員	坂 戸	誠 一
委 員	辻	徳次郎
委 員	中曾根	玲 子
委 員	林	鉄 夫
委 員	細 谷	久美子